

一般的意見第 17 (2005 年)

すべての者が自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利(規約第 15 条 1 項(c))

UN Doc.E/C.12/GC/17

．序及び基本的前提

1．すべての者が自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利は、あらゆる人の固有の尊厳及び価値に由来する人権である。この事実により、第 15 条 1 項(c) 及びその他の人権と、知的財産権システムにおいて認められる大部分の法的権利は区別される。人権は、個人、ならびに特定の状況下では個人の集団及び共同体に属する基本的、不可譲、かつ普遍的な権利である。人権は、人間それ自体に固有なものであるがゆえに基本的であるのに対し、知的財産権は何よりもまず、国家が発明及び創作性のための動機付けを提供しようと努め、独創的かつ革新的な作品の普及、ならびに文化的アイデンティティの伸長を奨励しようとし、かつ、全体としての社会の利益のために科学的、文学的又は芸術的な作品の同一性を保持しようとする手段である。

2．人権とは対照的に、知的財産権は概して一時的な性質であり、取り消され、認可され、他者に譲渡されることが可能である。大多数の知的財産権制度の下での知的財産権は、多くの場合、精神的権利を除いて、配分され、期間及び範囲において限定され、取引され、修正されかつ剥奪さえされるのであるが、人権は人間の基本的な権利の恒久的発現である。自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する人権は、作者とその創造物との間、及び民族、共同体、又はその他の集団とその共同の文化遺産との間の人間的なつながりならびに、作者が適切な生活水準を享受できるために必要となる基本的な物質的利益を保護するのであるが、一方の知的財産権レジームは、何よりもまず企業及び法人組織の利益ならびに投資を保護する。加えて、15 条 1 項(c) に規定される作者の精神的及び物質的利益の保護の範囲は、国内法又は国際協定の下で知的財産権として言及されている範囲とは必ずしも一致しない。

3．したがって知的財産権と、第 15 条 1 項(c) で認められる人権とを同一視しないこと

が重要である。作者の精神的及び物質的利益が保護されることを享受するための人権は多くの国際文書に認められる。世界人権宣言の第 27 条 2 項は、同一の言い回しで、「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護される権利を有する」と規定する。同様に、この権利は 1948 年の人の権利及び義務に関する米州宣言第 13 条 2 項、1988 年の経済的、社会的及び文化的権利の分野における米州人権条約追加議定書（サン・サルバドル議定書）第 14 条 1 項（c）及び明文ではないものの、1952 年の人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）第 1 議定書第 1 条、のような地域人権文書で認められる。

4．自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利は、創造者が、芸術及び科学ならびに全体としての社会の進歩に対して積極的に貢献することを奨励するよう求めるものである。権利はそれ自体、規約第 15 条に規定されたその他の権利、すなわち文化的な生活に参加する権利（第 15 条 1 項（a））、科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利（第 15 条 1 項（a））ならびに科学研究及び創作活動に不可欠な自由（第 15 条 3 項）と、本質的に関連している。これらの権利と第 15 条 1 項（c）の関係性は、互いに補完的であると同時に相互に制限的である。これらの権利によって、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利に課される制限は、一部はこの一般的意見で、一部は規約第 15 条 1 項（a）（b）及び 3 項に関する一般的意見で検討されることになる。第 15 条 3 項で保障された科学研究及び創作活動の自由に対する物質的な保護として、第 15 条 1 項（c）は経済的側面も有しており、したがって、自由に選択する労働によって生計を立てる機会を得る権利（第 6 条 1 項）及び十分な報酬に対する権利（第 7 条（a））ならびに十分な生活水準に対する人権（第 11 条 1 項）と密接に関連している。さらに第 15 条 1 項（c）の実現は、国際人権章典及びその他の国際的ならびに地域的文書で保障されたその他の人権、すなわち単独で又は他の者と共同で自らの財産を所有する権利²、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、及び伝える自由を含む表現の自由³、人格の十分な発展に対する権利⁴、文化的参加の権利⁵ これには特定の集団の文化的権利⁶を含む、の享受に依存している。

5．締約国による規約の実施及び報告義務の遵守を支援するため、この一般的意見は、第 15 条 1 項（c）の規範的内容（第 部）、締約国の義務（第 部）、違反（侵害）（第 部）及び国内レベルでの実施（第 部）に焦点を当て、締約国以外の主体の義務については第 部で扱う。（訳注：原文では ~ 部となっている）

・第 15 条 1 項（c）の規範的内容

6 . 第 15 条 1 項は、3 つの各号の中に、すべての者が自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利(第 15 条 1 項(c))を含め文化的参加の様々な側面に関する 3 つの権利を列挙するが、この内容及び範囲を明らかに定義してはいない。したがって、第 15 条 1 項(c)のそれぞれの要素は解釈を必要とする。

第 15 条 1 項(c)の諸要素

「作者」

7 . 委員会は「作者」、すなわち作家及び芸術家のごとき、科学的、文学的又は芸術的作品の創造者のみが、男であろうと女であろうと、個人であろうと個人の集団であろうと⁷第 15 条 1 項(c)の保護の受益者たりえると考える。このことは、「すべての者」「自己」及び「作者」という言葉から判断するが、この条項の起草者は、当時作者が個人の集団でもありえると理解することはなく、科学的、文学的又は芸術的作品の作者は自然人であると確信していたようであることを示している⁸。現在の国際条約の保護レジームの下では、法人は知的財産権の保有者の中に含まれている。しかしながら前述のごとく、法人の権利は、その異なる性質ゆえに、人権と同様のレベルでは保護されない⁹。

8 . 第 15 条 1 項(c)の文言は、概して個人の創作者(「すべての者」「自己」「作者」)を示しているが、人の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利は、特定の状況の下では、個人の集団により又は共同体によっても享受され得る¹⁰。

「科学的、文学的又は芸術的作品」

9 . 委員会は、「科学的、文学的又は芸術的作品」は、第 15 条 1 項(c)の意味の範囲内では、人間の精神の創作物を示すと考える。すなわち「科学的作品」とは、先住の共同体及び地域共同体の知識、発明及び慣行を含めた科学的業績ならびに科学的発明であり、「文学的及び芸術的作品」はたとえば、とりわけ、詩、小説、絵画、彫刻、楽曲、演劇及び映画作品、実演及び口承の伝統である。

「保護されることを享受する」

10 . 委員会は、第 15 条 1 項(c)は、作者が自己の科学的、文学的又は芸術的作品に

より生ずる精神的及び物質的利益がある種の保護を受けることを享受する権利を、このような保護の態様を明細に記すことなく認めていると考える。この条項を何らかの意味が欠けたものにしないためには、与えられる保護が作者の作品から生ずる精神的及び物質的利益を確保することにおいて実効的である必要がある。しかしながら、第 15 条 1 項 (c) の下での保護は、得られる保護が、下記パラグラフ 12 から 16 で明らかにされるように自己の作品から生ずる精神的及び物質的利益を確保するにふさわしいものである限り、必ずしも現在の著作権、特許権その他の知的財産レジームで見られる保護の水準及び手法を反映させる必要はない。

11 . 委員会は、第 15 条 1 項 (c) は、すべての者が人の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が「保護されることを享受する」権利を認めることによって、締約国が、作者の精神的及び物質的利益の保護に関する国際条約において、又はその国内法において、より高い保護基準を採用することを妨げるものでないことに留意するが¹¹、その基準は他の者が規約上の権利の享受を不当に制限しないことを条件にする¹²。

「精神的利益」

12 . 作者の「精神的利益」の保護は、世界人権宣言第 27 条 2 項の起草者の主たる関心事項のひとつであった。すなわち「すべての芸術的、文学的、科学的作品の作者及び発明者は、自らの仕事に対する正当な報酬に加えて、自己の業績及び/又は発見に関してこのような業績が、人類の共同遺産となった後でさえ消滅しない精神的及び物質的利益利益を持ち続けるものとする」¹³。起草者の意図は、人間の精神のあらゆる創造物の本質的な人間的性質、及び創造者とその創造物との間の永続的な関連を確保することを宣言することにあった。

13 . 世界人権宣言第 27 条 2 項、及び本規約第 15 条 1 項 (c) の起草過程に沿って、委員会は、第 15 条 1 項 (c) における「精神的利益」とは、作者が自己の科学的、文学的又は芸術的作品の創造者と認められる、及び彼らの名声および評判を害するような、作品の歪曲、毀損、又はその他の修正、若しくは関連する名誉を傷つけるような行為に異議を唱える権利を含むと考える¹⁴。

14 . 委員会は、創作者の人間性の表出としての科学的、文学的又は芸術的作品の価値を認める重要性を強調し、ならびに施行されている法システムにかかわらず、大多数の国家において、多様ではあるが、精神的利益の保護が見受けられることに注目する。

「物質的利益」

15. 第15条1項(c)における作者の「物質的利益」の保護は、この条項と、世界人権宣言第17条及び地域的人権文書で認められているような自己の財産を所有する権利、ならびに十分な報酬に対するあらゆる労働者の権利(第7条(a))との密接な関連を反映している。他の人権とは異なり、作者の物質的利益は作者の人格と直接には結びつかないが、十分な生活水準に対する権利(第11条1項)の享受の一助となる。

16. 第15条1項(c)の下での物質的利益の保護の期間は、作者の全寿命を超えて拡張する必要はない。むしろ、作者が十分な生活水準を享受することを可能にするという目的はまた、一括での支払いを通じて、又は一定の期間作者に自己の科学的、文学的又は芸術的作品を利用する排他的権利を与えることによっても達成できる。

「生ずる」

17. 「生ずる」という語は、作者が、自己の科学的、文学的又は芸術的作品から直接生み出される精神的及び物質的利益の保護のみを享受することを強調している。

第15条1項(c)について締約国が遵守するための条件

18. 作者が精神的及び物質的利益を保護される権利は、以下の不可欠かつ相互に関連した諸要素を包含しており、厳密な適用は、個々の締約国で主流である経済的、社会的及び文化的条件による。

(a) *利用可能性*。作者の精神的及び物質的利益を保護するため、適切な立法及び規制、ならびに効果的な行政的、司法的又はその他の適切な救済手段が、締約国の管轄内において利用可能でなければならない。

(b) *アクセス可能性*。科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護のための行政的、司法的又はその他の適切な救済手段は、すべての作者がアクセス可能でなければならない。アクセス可能性は3つの重複する側面をもつ。
[訳注：原文では「4つ」]

() 物理的なアクセス可能性：作者の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護に責任を負うべき国内の裁判所及び機関は、障がいのある作者も含めて、社会のすべての部分の人に使えるものでなければならない。

() 経済的なアクセス可能性 (負担可能性): 上記の救済手段へのアクセスは、不利な条件におかれかつ周縁化された集団を含め、すべての人にとって負担可能なものでなければならない。例えば、締約国が、知的財産権保護の従来形態を通じて第 15 条 1 項(c)の要求を満たすことにした場合、これらの救済手段はすべての人が負担可能であることを確保しつつ、関連する行政的及び法的費用は、公平の原則に基づかねばならない。

() 情報へのアクセス可能性 : アクセス可能性は、関連する立法及び手続きに関する情報を含めて、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益を保護するための法的又は政策的レジームの構造及び機能に関する情報を求め、受領し、かつ伝える権利を含む。このような情報は、あらゆる人が理解可能なものであるべきであり、かつ言語的少数者及び先住民の人々の言語でも公表されるべきである。

(c) 保護の質。作者の精神的及び物質的利益の保護に対する手続きは、裁判官及びその他の関連当局により、適切かつ迅速に施行されるものとする。

幅広く適用される重要な事項

無差別及び平等の取扱い

19 . 規約第 2 条 2 項及び第 3 条は、行政上、司法上及びその他の救済手段を含め、作者の精神的及び物質的利益を効果的に保護することに対するアクセスにおいて、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的もしくはその他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位に基づいたいかなる差別、すなわち第 15 条 1 項 (c) で認められた権利の平等な享受又は行使を無効にする又は害するような意図もしくは効果を持ったいかなる差別をも禁止する¹⁵。

20 . 委員会は、作者の精神的及び物質的利益の効果的保護への平等なアクセスを確保するため差別を撤廃することは、多くの場合、法律の制定、改正または廃止、あるいは情報の流通によって、限られた資源で達成できることを強調する。委員会は、厳しい資源制約の時であっても、不利な条件におかれかつ周縁化された個人及び集団は、相対的に低費用の重点的なプログラムを採用することにより保護されねばならないとした、締約国の義務の性質に関する一般的意見第 3 (1990 年)を想起する。

21. 不利な条件におかれかつ周縁化された個人又は集団、もしくは差別の対象となった個人又は集団のために、事実上の平等を保障することを唯一の目的として暫定的な特別措置を採択することは、そのような方策が多様な個人又は集団に不平等な、もしくは異なる保護基準を永続させるものでなく、かつ、措置が採択された目的が達成されたら停止されるのであるならば、作者の精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利の侵害とはならない。

制約

22. 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的又は物質的利益が保護されることを享受する権利は、制約に服し、かつ、規約に認められたその他の権利と釣り合いがとれたものでなければならない¹⁶。しかしながら、第15条1項(c)の下で保護された権利の制約は、これらの権利の性質と矛盾しないよう法律により決定され、正当な目的を追求し、かつ規約第4条に従って、民主主義社会における一般的な福祉の増進にとって絶対に必要なものでなければならない。

23. 制約は従って、均整のとれたものでなければならず、いくつかの形態の制約が課される可能性がある場合には、もっとも制限的でない措置が採用されねばならない。制約は第15条1項(c)で保護された権利のまさにその性質と矛盾しないものでなければならないが、その性質とは、作者と、彼/彼女の創造物との個人的なつながりの保護、及び作者が十分な生活水準を享受できるようにするために必要な手段の保護にある。

24. 制約を課すことは、特定の状況の下では、公共の利益において、科学的、文学的又は芸術的作品を利用することに対する十分な報酬の支払いのような¹⁷代償的な措置を必要とする。

・ 締約国の義務

一般的な法的義務

25. 規約は漸進的な実現を規定し、かつ、利用可能な資源の制約に基づく制限を認めるが(第2条1項)、規約は締約国に中核的義務を含めた、即時的な効果を持つ多様な義務も課している。義務を履行するためにとられる措置は、すべての人が自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利の完全な実現に向けて、意図的、具体的でかつ的を絞ったものでなければならない¹⁸。

26．時間をかけてこの権利を漸進的に実現することとは、締約国が第15条1項(c)の完

全な実現に向けて可能な限り迅速かつ実効的に行動するという、具体的かつ継続的な義務を有していることを意味する¹⁹。

27．規約に含まれるその他すべての権利と同様に、作者の精神的及び物質的利益が保護される権利に関してとられた後退的な措置は許されない、との強い推定が働く。もし何らかの後退的な措置が意図的にとられたならば、締約国はすべての代案を慎重に検討した後採用したこと、及び措置が規約において認められる権利全体の見地に照らしても、十分に正当化されるということ立証する責任を負う²⁰。

28．すべての者が科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利は、すべての人権と同様に締約国に3つの型、ないしは3つのレベルの義務を課している、すなわち、尊重、保護、充足の義務である。尊重の義務は、締約国に対して、作者が精神的及び物質的利益が保護されることを享受することに直接又は間接的に介入することを控えることを求める。保護の義務は、締約国に対し、第三者が、作者の精神的及び物質的利益に対して介入することを防止する措置をとることを求める。最後に充足の義務は、締約国に対して、第15条1項(c)の完全な実現に向けた、十分な立法、行政、予算、司法、促進的及びその他の措置をとることを求める²¹。

29．第15条1項(c)の完全な実現は、科学及び文化の保存、発展および普及のために必要な措置をとることを求める。このことは、精神的及び物質的利益が保護されることを享受する作者の権利を含めて、第15条1項で認められた権利の各側面に適用される義務を定めた規約第15条2項の当然の帰結である。

具体的な法的義務

30．締約国は、とりわけ、科学的、文学的又は芸術的作品の創造者として認められる作者の権利、かつ、作者の名声又は評判を害するような、作品の歪曲、毀損もしくはその他の修正、あるいは関連した名誉を傷つける行動に異議を唱える作者の権利を侵害することを慎むことによって、作者が精神的及び物質的利益が保護されることを享受する人権を尊重する義務を負う。締約国は、作者が十分な生活水準を享受するために必要となる物質的利益に対し、不当な介入を慎まなければならない。

31．保護する義務は、第三者による侵害に対し、作者の精神的及び物質的利益を実効的

な保護を確保する締約国の義務を含む。特に締約国は、第三者が、作者が科学的、文学的又は芸術的作品の創造者であることを主張する権利を侵害すること、及び作者の名声又は評判を毀損するような方法でそのような作品を歪曲し、毀損し、あるいはその他の修正をしたり、もしくは何らかの名誉を傷つける行為をとることを防止しなければならない。同様に、締約国は、第三者が、作品から生ずる作者の物質的利益を侵害することを防止する義務を負う。その意味において、締約国は、最新の通信技術及び複製技術を用いて容易にアクセスでき又は複製できる、科学的、文学的又は芸術的作品の、許諾なしでの使用を、例えば、作者の権利の共同管理システムを創設することによって、あるいは利用者が作品を使用したことを作者に知らせ、かつ、作者に十分な報酬を与えるよう義務付ける法律を制定することによって、防止しなければならない。締約国は、作者が許諾なしでの作品の使用の結果として被ったいかなる不合理な損害に対しても、第三者が作者に十分な賠償を行うよう確保しなければならない。

32 . 科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する、先住民の人々の権利に関して、締約国は、しばしば自己の文化遺産及び伝統的知識の表現である作品に関して、先住民の人々の利益の実効的保護を確保する措置をとるべきである。先住民の人々の科学的、文学的又は芸術的作品を保護する措置をとるにあたっては、締約国は、彼らの選択を考慮に入れるべきである。このような保護は、先住民が個人、もしくは集団的な原作者であることを、国内の知的財産権レジームの下で承認、登録、保護する措置をとることを含み、かつ、第三者によって先住民の人々の科学的、文学的又は芸術的作品が許諾なしで使用されることを防止すべきである。これらの保護措置の実施において、締約国は関係する先住民の作者の、自由な、事前の、かつ十分な情報に基づいた同意の原則、及び科学的、文学的又は芸術的作品の口述のもしくはその他の慣習的な伝達方法を尊重すべきであり、適切な場合には、自らの作品から生ずる利益の、先住民の人々による集団的な管理を規定すべきである。

33 . 種族的、宗教的又は言語的少数者が国内に存在する締約国は、少数者の文化に特徴的な性格を保護するための特別措置を通じて、それらの少数者に属する作者の精神的及び物質的利益を保護する義務を負う²²。

34 . 充足する（提供する）義務は、締約国に対し、作者が自らの科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益を主張し、及び、これらの利益が侵害されたときには、実効的な救済を要求し、かつ得られることができるようにするために、行政的、司法的又はその他の適切な救済手段を提供することを求める²³。締約国はまた、第 15 条 1 項 (c) の権利を、たとえば、規約の第 8 条 1 項 (a) に沿って、不利な条件におかれ、かつ周縁化された作者を含め、作者の精神的及び物質的利益を代弁する専門職協会及びその

他の団体を結成することを容易にする財政上ならびにその他の積極的措置をとることによって、充足(環境整備)することが求められる²⁴。充足(促進)する義務は、締約国に対し、科学的、文学的及び芸術的作品の作者が、自らの権利及び正当な利益に影響を与えるような公共の事柄の運営ならびにいかなる重要な意思決定過程にも参加する権利を確保すること、及び第15条1項(c)の下での作者の権利に影響を及ぼすいかなる重要な決定の採択に先立って、作者である個人又は集団、あるいは選ばれた代表に意見に聞くことを求めている²⁵。

関連する義務

35. 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する作者の権利は、規約に認められたその他の権利から孤立したものであってはならない。締約国はしたがって、一方では第15条1項(c)の下での義務と、他方で規約のその他の条項の下での義務の間で、規約において保障された権利の全領域を促進かつ保護するために適切なバランスをとる義務が課せられる。このバランスをとるにあたっては、作者の私的な利益は過度に是認されるべきでなく、かつ、その作品への幅広いアクセスを享受する公共の利益にも正当な考慮が払われるべきである²⁶。締約国はしたがって、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護のために国の法的もしくはその他のレジームが、食料、健康及び教育に対する権利、ならびに文化的な生活に参加する権利、ならびに科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利、又は規約に掲げられたその他の権利に関する国家の中核的義務を遵守するための能力の妨げとならないことを確保すべきである²⁷。結局のところ、知的財産は社会的産物であり、社会的機能を有している²⁸。締約国は、したがって、必須医薬品、食物の種子又はその他の食料生産手段へのアクセスに対する、もしくは教科書及び教材に対する法外に高い代価が、大部分の人々の健康、食料及び教育に対する権利を害しないよう防止する義務がある。さらに締約国は、発明の商品化がこうした権利の完全な実現を危うくするような時はいつでも、例えばその発明を特許資格から排除することによって、生命、健康及びプライバシーに対する権利を含めた人間の権利及び尊厳と相容れない目的のために、科学及び技術上の進歩を利用させないよう防止すべきである²⁹。締約国はとりわけ、人体及び体の部分のいかなる範囲の特許が、規約の、又は他の関連する国際人権文書における自らの義務に影響を及ぼすのか考慮すべきである³⁰。締約国はまた、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護のための法令の採択に先立ち、並びにその実施期間ののちに、人権への影響評価に着手することを検討すべきである。

国際的な義務

36. 委員会は、一般的意見第3(1990)で、すべての締約国が個々に又は国際的な援助及び協力、特に経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、規約で認められた権利の完全な実現に向けて措置をとる義務に注意を集めた。国連憲章第56条の趣旨及び規約の具体的規定(第2条1項、第15条4項[訳注:原文は44項]ならびに第23条)において、締約国は、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利を含め、規約で認められた権利の達成に対する国際協力の本質的な役割を認識し、かつ同じ趣旨で共同の及び個別の行動をとるための責任に従うべきである。国際的な文化及び科学協力は、すべての人々の共通の利益において実施されるべきである。

37. 委員会は、国連憲章第55条及び第56条、確立された国際法の原則、及び規約自体の規定にしたがい、発展のため、したがって経済的、社会的及び文化的権利の実現のための国際協力はすべての締約国の、特に援助を行う立場にある国の義務であることを想起する³¹。

38. 締約国の異なる発展の段階を踏まえれば、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護のためのいかなる制度も、開発協力、技術移転及び科学的及び文化的協力を³²、生物多様性を保全することへの必要性を同時に正当に考慮に入れながら、助長しかつ促進することが不可欠である³³。

中核的義務

39. 一般的意見第3(1990年)で委員会は、締約国は規約で定められた各権利の最小限の不可欠なレベルの充足を確保する中核的義務を有していることを確認した。他の人権文書、ならびに、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護に関する国際協定にしたがって、委員会は、規約第15条1項(c)は、少なくとも以下の、即時的効果をもった中核的義務を内含すると考える。

- (a) 作者の精神的及び物質的利益の実効的保護を確保するため、立法及びその他の必要な措置をとること。
- (b) 作者が科学的、文学的及び芸術的作品の創造者として承認される権利、及び作者が名誉及び評判を損なうような作品の歪曲、毀損又はその他の修正、もしくは関連するその他の名誉を傷つける行為に異議を唱える権利を保護すること。
- (c) 作者が十分な生活水準を享受することができるために必要である、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる作者の基本的な物質的利益を、尊重し、かつ、

保護すること。

- (d) 不利な条件におかれかつ周縁化された集団に属する作者のために、作者が自らの精神的及び物質的利益が侵害された場合に、救済を求め、かつ、得ることを可能にするような、行政的、司法的又はその他の適切な救済措置への平等なアクセスを確保すること。
- (e) 作者の精神的及び物質的利益の実効的保護と、食料、健康及び教育に対する権利、ならびに文化的な生活に参加し、科学の進歩及びその応用による利益を享受する権利、もしくは規約で認められたその他の権利に関する締約国の義務との間に、適切なバランスをとること。

40．委員会は、途上国が上記パラグラフ 36 で示された自らの義務を履行することができるよう「国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力」を提供することは、特に支援できる立場にある締約国、ならびにその他の主体に義務として課されることを強調したい。

侵害

41．締約国によるどの行為もしくは不作為が、精神的及び物質的利益の保護を受ける作者の権利の侵害となるかを決定するにあたっては、締約国が第 15 条 1 項 (c) の下での国家の義務を遵守する能力がないこと(inability)と、意思がないこと(unwillingness)とを区別することが重要である。このことは、各締約国が利用可能な資源を最大限に用いて必要な措置をとる義務を課した、規約の第 2 条 1 項から導かれる。自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利の実現のために、利用可能な資源を最大限に用いる意思がない締約国は、第 15 条 1 項 (c) の下での義務に違反している。資源の制約により国家が規約上の義務を十分に遵守できない場合には、その国は上記で述べた中核的義務を優先的事項として充足するために、すべての利用可能な資源を用いるあらゆる取り組みがなされたことを証明する責任がある。

42．精神的及び物質的利益が保護されることを享受する作者の権利の侵害は、締約国、又は締約国による規制が十分でないその他の主体による直接の行動を通じて起こりうる。上記パラグラフ 39 で述べた第 15 条 1 項 (c) の下での中核的義務に合致しないいかなる後退的措置の採用も、この権利の違反となる。作為による侵害には、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益を保護する法令を正式に廃止するこ

と、もしくは正当化しえない停止をすることが含まれる。

43．第15条1項(c)の違反はまた、締約国が当該条項の下での法的義務を遵守するために必要な措置をとらないという不作為ないし怠慢からも生じうる。不作為による違反には、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する作者の権利の完全な実現に向けて適切な措置をとることを怠ること、ならびに作者が第15条1項(c)の下での自らの権利を主張することができるように、関連する法律を執行しない、もしくは行政的、司法的、又はその他の適切な救済措置を提供しないことが含まれる。

尊重する義務の違反

44．尊重する義務の違反には、作者が自己の科学的、文学的及び芸術的作品の創作者として認められる権利、及び、作者の名声や評判を貶めるような、作品へのいかなる歪曲、毀損、その他の修正又はその他の関連する名誉を傷つけるような行為にも異議を唱える権利を害する効果をもつ国家の行為、政策又は法令が含まれる。違反にはまた、作者が十分な生活水準を享受することができるようにするために必要である物質的利益に不当に干渉すること、作者が自らの精神的及び物質的利益が侵害された場合に、行政上、司法上又はその他の適切な救済措置にアクセスすることを拒絶すること、ならびに、自己の精神的及び物質的利益の保護に関して、個々の作者に対して差別をおこなうこと、が含まれる。

保護する義務の違反

45．保護する義務の違反は、国家がその管轄内にある作者を、第三者による精神的及び物質的利益の侵害から保護するためのあらゆる必要な措置をとらない結果として起こる。このカテゴリーには、自らの作品の創造者として認められるべき作者の権利と相容れない、もしくは、彼らの名声や評判を害するであろうやり方でこのような作品を歪め、毀損し、又はその他の修正をし、あるいは作品の権威を傷つける、又は作者が十分な生活水準を享受できるように必要な物質的利益に不当に干渉する、いかなる科学的、文学的又は芸術的作品の利用をも禁止する法令を制定し及び/又は施行しないような不作為、ならびに、自己の科学的、文学的又は芸術的作品が許可なく使用された結果としてこうむった不合理な損害に対して、第三者が、先住民の作者も含め、作者に十分に賠償することを確保しないような怠慢を含む。

充足義務の違反

46. 充足する義務の違反は、締約国が、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利の実現を確保するため、利用可能な資源の範囲内であらゆる必要な措置をとることを怠った時に生ずる。例としては、作者、特に、不利な条件におかれかつ周縁化された集団に属する人が、自らの精神的及び物質的利益が侵害された場合に、救済を求め、かつ得ることができるような、行政的、司法的又はその他の適切な救済措置を提供することを怠ること、もしくは自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利に影響をもたらすいかなる意思決定過程においても、作者及び作者の集団が積極的、かつ情報を得ての参加をする機会を提供することを怠ることが含まれる。

・国内レベルでの実施

国内立法

47. 作者の精神的及び物質的利益の保護に対する権利を実施するための最も適切な措置は国によって著しく異なるだろう。どの国家も、その具体的な必要性及び状況に対応するためにどの措置が最もふさわしいかを評価するにあたって相当な裁量の余地を有している。しかしながら、規約は各国に、すべての者が自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護に対する実効的なメカニズムへの平等なアクセスができることを確保するためにいかなる必要な措置をもとるよう、明確に義務を課している。

48. 作者の精神的及び物質的利益の保護に対する国内法及び国内規則は、説明責任、透明性、及び司法の独立の原則に基づくべきである。なぜなら、これらの原則は第15条1項(c)を含め、すべての人権の実効的な実施にとって不可欠であるからである。この権利の実現にとって好ましい環境を作るために、締約国は、民間企業部門及び市民社会が、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利がその他の人権の享受に及ぼす影響を認識し、かつ考慮することを確保するための適切な措置をとるべきである。第15条1項(c)の実現に向けた進捗を監視するにあたって、締約国は、自らの義務の実施に影響を及ぼす要因及び問題点を明らかにすべきである。

指標及び基準

49. 締約国は第15条1項(c)に基づく締約国の義務を、国内及び国際レベルで監視することを意図した適切な指標及び基準を明らかにすべきである。締約国は、作者の精神的

及び物質的利益の保護に対する権利の多様な側面に向けるべき適切な指標について、世界的所有権機関（WIPO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、ならびに科学的、文学的又は芸術的作品の保護に関する国連システム内のその他の専門機関及び計画から助言を得ることができる。このような指標は、差別の禁止事由に基づいて細分化され、かつ指定された期間をカバーするものでなければならない。

50．第15条1項(c)に関する適切な指標を明らかにした後、締約国は、それぞれの指標に関して適切な国内基準を設定することが求められる。定期的な報告手続の間、委員会は締約国とスコーピング手続（訳注：検討範囲の絞り込み）に携わるものとする。スコーピングには、締約国及び委員会による指標及び国内基準についての合同の検討が必要であり、それによって次回の報告サイクルの間に、その締約国によって達成されるべき目標が明らかになる。その期間中、その締約国は第15条1項(c)の実施を監視するためにこれらの国内基準を用いることになる。その後、次の報告手続において、締約国と委員会は基準が達成されたか否か、及び直面したであろういかなる問題をも検討することになる。

救済及び説明責任

51．自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受するすべての者の人権は、権限ある司法及び行政機関によって裁決を下されるべきである。実際のところ、自己の科学的、文学的及び芸術的作品により生ずる作者の精神的及び物質的利益の効果的な保護は、行政上、司法上又はその他の適切な救済手段を利用する可能性なしには考えられない³⁴。

52．したがって、自らの科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる、保護された精神的及び物質的利益が侵害された被害者となる作者は皆、国内レベルにおける効果的な行政上、司法上又はその他の適切な救済措置にアクセスするべきである。このような救済措置は、過度に複雑な又は費用がかかるものであったり、もしくは不当な期間制限又は正当性を欠いた遅延を伴うものであるべきでない³⁵。法的手続の当事者は、このような手続が、司法機関又はその他の権限ある機関により再審理される権利を有するべきである³⁶

53．第15条1項(c)で保護された権利を侵害された被害者はすべて、十分な賠償又はサティスファクションの権利を与えられるべきである。

54．国内のオンブズマンや人権委員会が存在する国ではそれらが、及び、作者たちによる専門職協会又は同様の機関が、第15条1項(c)の侵害に取り組むべきである。

・ 締約国以外の主体の義務

55 . 規約の締約国のみが規約の規定の遵守に責任を持つのであるが、それでも締約国は、民間の企業部門、民間の調査研究機関及びその他の非国家主体が、規約の第 15 条 1 項 (c) で認められた権利を尊重する責務を調整することを検討するよう強く要請される。

56 . 委員会は、WIPO、UNESCO、国連食糧農業機関 (FAO)、世界保健機関 (WHO) 及び世界貿易機関 (WTO) のような国際機構への加盟国として、締約国は、これらの機構の政策及び決定が規約上の締約国の義務、とりわけ国際的な援助及び協力に関する第 2 条 1 項、第 15 条 4 項、第 22 条、ならびに第 23 条に含まれる義務に矛盾しないことを確保するために、締約国がなしうるあらゆる措置をとる義務を負う³⁷。

57 . 国連機関ならびに専門機関は、その権限ある分野において、及び規約第 22 条及び第 23 条にしたがって、第 15 条 1 項 (c) の効果的な実施に貢献するにふさわしい国際的措置をとるべきである。特に、WIPO、UNESCO、FAO、WHO 及びその他の国連の関連機構、組織及びメカニズムは、人権高等弁務官事務所と協力しながら、自己の科学的、文学的及び芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護に関する任務において、人権の原則及び義務を考慮に入れた取り組みを強化することが求められる。

注釈

- 1 関連する文書には、特に、工業所有権の保護に関するパリ条約（1967年最新改正）；文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1967年最新改正）；実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）；WIPO著作権条約；WIPO実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（これはとりわけ「民間伝承の表現」の実演者に対する国際的な保護を規定する）；生物多様性条約；万国著作権条約（1971年最新改正）；WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）を含む。
- 2 世界人権宣言第17条；あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第5条（d）（v）；人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）第1議定書第1条；人権に関する米州条約第21条；人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章）第4条を参照。
- 3 世界人権宣言第19条、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条2項；ヨーロッパ人権条約第5条；米州人権宣言第13条；人及び人民の権利に関するアフリカ憲章第9条を参照。
- 4 世界人権宣言第26条2項を参照。社会権規約第13条1項も参照。
- 5 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第5条（e）（ ）；経済的、社会的及び文化的権利の分野における米州人権条約に対する追加議定書（サン・サルバドル議定書）第14条；人及び人民の権利に関するアフリカ憲章第17条2項を参照。
- 6 市民的及び政治的権利に関する国際規約第27条；女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第13条（c）；子どもの権利に関する条約第31条；すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約第31条を参照。
- 7 後出パラグラフ32を参照。
- 8 Maria Green、国際反貧困法センター「社会権規約第15条1項（c）の起草過程（”Drafting history of article 15(1)© of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）”、E/C.12/2000/15パラグラフ45を参照。
- 9 社会権規約委員会、第27会期（2001年）、「人権及び知的財産権」社会権規約委員会によるステートメント、2001年11月29日、E/C.12/2001/15、パラグラフ6。
- 10 後出パラグラフ32も参照。
- 11 本規約第5条2項を参照。
- 12 後出パラグラフ22、23及び35を参照。規約第4条及び第5条も参照。
- 13 人権委員会、第二会期、人権に関する宣言についての作業部会報告、E/CN.4/57、1947年12月10日、15頁。
- 14 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第6条bisを参照。

-
- 15 この禁止は、知的財産権の保護に対する国際条約に含まれる内国民待遇条項とある程度重複するが、主な違いは、規約第2条2項および第3条は外国人にだけでなく締約国の国民にも適用されること（規約第6条から第15条が「すべての者」と規定されていることを見よ）である。社会権規約委員会第34会期、あらゆる経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利についての一般的意見第16（2005年）2005年5月13日も参照。
- 16 後出パラグラフ35参照。規約第15条1項(c)と規約のその他の権利間で適切なバランスを取る必要性は、とりわけ、文化的な生活に参加する権利（第15条1項(a)）、科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利（第15条1項(b)）ならびに食料（第11条）、健康（第12条）及び教育（第13条）に対する権利にあてはまる。
- 17 世界人権宣言第17条2項、人権に関する米州条約第21条2項、人権及び基本的自由の保護のための条約の第一議定書第1条を参照。
- 18 一般的意見第3（1990年）パラグラフ9、教育に対する権利に関する一般的意見第13（1999年）パラグラフ43、及び、到達可能な最高水準の健康に対する権利に関する一般的意見第14（2000年）パラグラフ30を参照。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の実施に関するリンブルグ原則（リンブルグ原則）、マーストリヒト、1986年6月2日～6日、パラグラフ16及び22、も参照。
- 19 一般的意見第3（1990年）パラグラフ9、一般的意見第13（1999年）パラグラフ44、及び一般的意見第14（2000年）パラグラフ31を参照。リンブルグ原則パラグラフ21も参照。
- 20 一般的意見第3（1990年）パラグラフ9、一般的意見第13（1999年）パラグラフ45、及び一般的意見第14（2000年）パラグラフ32を参照。
- 21 一般的意見第13（1999年）パラグラフ46及び47、及び一般的意見第14（2000年）パラグラフ33を参照。経済的、社会的及び文化的権利の侵害に関するマーストリヒト・ガイドライン（マーストリヒト・ガイドライン）、マーストリヒト、1997年1月22日～26日、パラグラフ6も参照。
- 22 市民的及び政治的権利に関する国際規約第27条と合わせ読んで、規約第15条1項(c)を参照。ユネスコ総会第19会期、文化的な生活及び文化的な生活への貢献における一般国民の参加に関する勧告、1976年11月26日採択、パラグラフ4(f)（訳注：原文ではパラグラフ(2)(f)となっているが間違いだと思われる）も参照。
- 23 社会権規約委員会第19会期、規約の国内適用に関する一般的意見第9（1998年）パラグラフ9を参照。世界人権宣言第8条、及び市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条3項も参照。
- 24 市民的及び政治的権利に関する国際規約第22条1項も参照。
- 25 社会権規約委員会第27会期（2001年）、「人権及び知的財産権」、社会権規約委員会によるステートメント「人権及び知的財産権」、2001年11月29日、E/C.12/2001/15、パラグラフ9を参照。
- 26 同ステートメント、パラグラフ17。

-
- 27 同ステートメント、パラグラフ 12。
- 28 同ステートメント、パラグラフ 4。
- 29 WTO の TRIPS 協定、第 27 条 2 項と比較せよ。
- 30 法的拘束力をもつ文書ではないが、UNESCO のヒトゲノムと人権に関する世界宣言第 4 条を参照。
- 31 社会権規約委員会第 5 会期、一般的意見第 3 (1990 年)パラグラフ 14 を参照。
- 32 社会権規約委員会第 27 会期、社会権規約委員会によるステートメント「人権と知的財産権」、2001 年 11 月 29 日、E/C.12/2001/15、パラグラフ 15 を参照。
- 33 生物多様性条約に関する第 8 条(j)を参照。人権の保護及び促進に関する小委員会第 26 回会合、決議 2001/21、E/CN.4/Sub.2/Res/2001/21 も参照。
- 34 世界人権宣言第 8 条、一般的意見第 9 (1998 年)パラグラフ 3 及び 9、リンブルグ原則パラグラフ 19、マーストリヒト・ガイドラインパラグラフ 22 を参照。
- 35 一般的意見第 9 (1998 年)パラグラフ 9 (行政的救済措置に関する)を参照。さらに市民的及び政治的権利に関する国際規約第 14 条 1 項を参照。
- 36 一般的意見第 9 (1998 年)パラグラフ 9 を参照。
- 37 社会権規約委員会第 18 会期、社会権規約委員会によるステートメント「グローバリゼーションと経済的、社会的及び文化的権利」、1998 年 5 月 11 日、パラグラフ 5 参照。

訳・川本紀美子 (作新学院大学非常勤)